

和光市国民健康保険診療報酬明細書内容点検業務委託仕様書

1 業務目的

レセプト点検業務のうち、内容点検(再審査請求事務)を業務委託し、医療費の適正化を図ることを目的とする。

2 対象レセプト等及び件数

(1) 和光市国民健康保険被保険者の医科、DPC、歯科、調剤、訪問看護の電子レセプト等。

(2) 年間件数約24万件(約2万件/月)

※上記件数はあくまで参考件数であるため、この件数を上回るまたは下回る場合であっても契約金額の変更は行わないものとする。

3 業務委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務内容

受託者は、埼玉県国民健康保険団体連合会が提供するレセプト電子データ等の点検を行い、疑義が生じたレセプトについて、国保総合システムにおいて再審査の申出登録を行うこと。

(1) 診療報酬明細書の内容点検、審査(医科・DPC・調剤・歯科・訪問看護)

【詳細】別紙1のとおり

(2) 再審査請求付箋の記入と貼付

(3) 診療報酬明細書の縦覧・突合等審査

単月及び縦覧・突合等複数月のレセプトを点検して、診療報酬の算定方法に疑義があるものを抽出する。

(4) 点検等により把握した重複・頻回受診、重複投薬、併用禁忌(回避)、多量投薬、第三者行為の疑いがあるレセプトについての報告。また、向精神薬等を複数の医療機関から処方を受けている被保険者については別途、毎月報告すること。

重複・頻回受診等の基準及び薬剤については、契約締結後に指示する。

(5) その他和光市が必要と認めた点検

レセプトに関する専門知識について、可能な限り質問に回答されたい。

5 業務の履行場所及び作業日時

(1) 和光市役所(和光市広沢1番5号)1階保険年金課にて点検作業を行う。

(2) 作業日時は、原則として毎月概ね15日から月末までの間とする。

6 業務要員の遵守事項及びその徹底

(1) 守秘義務

① 点検業務を通じて知り得た事項及び、レセプト等に記載のいかなる情報も第三者に漏らさないこと。この契約が終了し又は解除された後も同様とする。

② レセプト情報の点検目的以外の使用及び第三者への提供を禁ずる。

(2) レセプト電子データ等の取り扱い

- ① レセプト電子データ等の取り扱いは、慎重かつ丁寧に行い、履行場所以外への持ち出しは、厳に禁止する。
- ② 内容点検を行うシステム内にレセプト電子データ等を保存しなければならないときは、委託業務終了時にシステム内のレセプト電子データ等を全て消去すること。

7 業務要員等

- (1) 点検業務を速やかに遂行するために適正な業務要員を配置すること。
(利用するシステム端末の台数は、3台を上限とする。)
- (2) 受託者は、業務主任のほか、受託業務に必要な要員を委託の期間従事させることとする。ただし、業務に携わる者は、医療事務に関し一定の教育を受け、埼玉県国民健康保険団体連合会が運用している国保総合システムの操作を熟知している者とする。
- (3) 業務に携わる業務要員名簿を提出すること。
- (4) 業務要員に変更がある時は、新たに業務要員名簿を提出すること。

8 その他

- (1) その他関係法令を遵守し、信義を重んじ誠実に業務を履行すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

別紙1

内容点検項目表

診療報酬明細書内容点検について、以下の項目を重点的に行う。

項 目	内 容
初診料	1. 診療月分、診療開始日との関係が一致しないもの。 2. 同一疾病で、入院と入院外で請求しているもの。 3. 総合病院において、2科以上で請求しているもの。
再診療	1. 再診療と外来加算の算定を誤っているもの。 2. 時間外及び休日加算が多いもの。
指導管理料	1. 他の指導管理料と重複しているもの。 2. 初診又は1ヶ月以内に請求しているもの。 3. 総合病院において、2科以上で請求しているもの。
投薬料	1. 調剤、処方料を誤って請求しているもの。 2. 調剤技術基本料の算定が重複しているもの。 3. 疾病名に適合していないもの。
注射料	1. 手術料と実日数が誤って請求しているもの。 2. 疾病名に適合していないもの。 3. 入院期間と手技料が誤って請求しているもの。
検査料	1. 判断料の算定が誤って請求しているもの。 2. 疾病名に適合していないもの。 3. 減額請求の算定が誤って請求しているもの。
在宅療養料	1. 夜間受診が多いもの。 2. 往診の加算が現状と異なっているもの。
画像診断料	1. 疾病名と撮影部分が誤って請求しているもの。 2. 疾病名に適合していないもの。 3. 減額請求の算定が誤って請求しているもの。
入院料	1. 同一疾病による再入院(治療後の再発でないもの)で新規入院として医学管理料を請求しているもの。 2. 1ヶ月以内の入院で退院時指導料を請求しているもの。
調剤との突合	1. 調剤レセプトの発行年月日欄「⑩診療料」との突合。 2. 調剤レセプトの請求があり、診療報酬レセプトの請求がないもの。 3. 処方箋発行回数と薬局の処方箋受付回数が一致しないもの。 4. 同月内に多数の同一調剤の処方が発行されているもの。